

岡山県公報		発行 岡山県	
目次		担当課（室）	
○ 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに 対する緊急措置に関する法律第五条第三項 に規定する身分証明書の様式の一部改正 （県例規集登載） 【告 示】	くらし安全安心課		○ 政治団体の代表者等の異動 ○ 政治団体の解散 ○ 資金管理団体の名称等の公表 ○ 資金管理団体の届出事項の異動 ○ 資金管理団体の指定取消し
○ 包括外部監査契約の締結 保安林の指定予定 保安林の指定施業要件の変更予定 収納事務の委託 【公 告】	行政改革推進室 治山課 〃 都市計画課		〃 〃 〃 〃
○ 土地改良区役員の退任及び就任届 土地改良区役員の退任届 基本測量の終了 公共測量の終了 〃	耕地課 〃 監理課 〃 〃		
○ 都市計画事業の事業計画の変更に関する 周知のための措置	都市計画課		
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事 の完了	建築指導課		
○ 一般競争入札の実施 【選挙管理委員会】	教育委員会 選挙管理委員会		
○ 政治団体の名称等の公表			

◎岡山県告示第二百二十五号

生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律第五条第三項に規定する身分証明書の様式（平成十二年岡山県告示第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

令和七年四月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

様式中「~~身分~~」を「~~身分~~」に改める。

附 則

この告示は、令和七年六月一日から施行する。

◎岡山県告示第二百二十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により、包括外部監査契約を次のとおり締結した。

令和七年四月二十五日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 包括外部監査契約の期間の始期
令和七年四月九日

二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用、執務費用及び実費とする。

三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
氏名 難波 徹

住所 岡山県岡山市中区国富二丁目二五番一一号
四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告の提出後に一括払をする。ただし、業務の実施上必要と認めるときは、前金払をすることができる。

◎岡山県告示第二百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和七年四月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

苫田郡鏡野町羽出字みノ手三三〇の一、字山田平一ノ谷三三一の二から三三一の二
二まで、三三二、三三三の一、字沢田三八七の一、三八七の三、四〇九

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字山田平一ノ谷三三三の一・字沢田三八七の一・三八七の三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第二百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和七年四月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
和気郡和気町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び和気町役場に備え置いて縦覧に供する。）

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
和気郡和気町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び和気町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第二百二十九号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、収納の事務を次のとおり委託した。

令和七年四月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 委託した事務の内容

二 に掲げる使用料等の収納の事務

二 委託した収入の種類

岡山県立都市公園条例（昭和四十一年岡山県条例第三十号）別表第四に掲げる後樂園に係る使用料、別表第五の一の表に掲げる有料公園使用料及び別表第五の二の（一）の表に掲げる後樂園施設使用料（駐車場の使用料を除く。）並びに生産物売払代金

三 委託を受けた者の名称及び所在地

公益財団法人岡山県郷土文化財団

岡山市北区表町一丁目七番一五号

四 委託を受けた事務を行う場所

岡山市北区後樂園一番五号

後樂園内

五 委託の期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

〔二八二〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、土地改良区役員の退任の届出があつた。
令和七年四月二十五日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 土地改良区の名称

吉井川下流土地改良区

二 退任役員

退任役員

住 所

氏 名

友 實 武 則

赤磐市上市一六九

理 事 事の別 理 事 監

〔一八三〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があつた。

令和七年四月二十五日
岡山県知事 伊原 木 隆 太

測 量 区 域	測 量 の 種 類	終 了 年 月 日
岡山市北区、同市南区、倉敷市、津山市、笠岡市、高梁市、新見市、瀬戸内市、真庭市、美作市、和気郡和气町、真庭郡新庄村、苫田郡鏡野町及び久米郡美咲町	基本測量（電子基準点測量）	令和七年三月三十一日

〔一八四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、赤磐市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和七年四月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

測量区域	赤磐市斎富及び南方地内
測量の種類	公共測量（三級基準点測量及び四級基準点測量）
終了年月日	令和七年三月十日

〔一八五〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、瀬戸内市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和七年四月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

瀬戸内市牛窓町牛窓地内	測 量 区 域
公共測量（三級基準点測量、四級基準点測量、路線測量及び現地測量）	測 量 の 種 類
令和七年三月二十五日	終 了 年 月 日

〔一八六〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、
中
国地方整備局長から次のとおり都市計画事業の事業計画の変更の認可があつた。

令和七年四月二十五日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

- 一 都市計画事業の種類及び名称
岡山県南広域都市計画下水道事業児島湖流域下水道
- 二 施行者の名称
岡山県
- 三 事務所の所在地
玉野市東七区四五三（備前県民局建設部児島湖流域浄水班内）
- 四 事業地の所在
収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

〔一八七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和七年四月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字中尾五六〇番五、五六〇番六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市南区西市一〇〇番地八ルミナールＣ棟二〇三号室

澤田 琉斗

三 許可年月日及び許可番号

令和六年十二月二十五日岡山県指令建指第三五四号

「一八八」政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和七年四月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 大

1 調達内容

- (1) 借上件名及び数量
館内基幹ネットワーク機器 一式
- (2) 借上物件の特質等
入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
- (3) 借上期間
令和7年12月1日から令和12年11月30日まで
- (4) 借上場所
岡山県立図書館（岡山市北区丸の内二丁目6番30号）
- (5) 入札方法

入札金額は、全ての借上物件の本体価格のほか、輸送費及び仕様書に記載する運用、保守作業等に要する借上期間中の一切の諸経費を含めた額とし、1月当たりの単価（本件借上げに係る物品を5年間借り受けるものとして算定したリース料総額の60分の1に相当する額）を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和7年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和7年岡山県告示第197号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) この公告の日から落札者が決定するまでの間において、岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (5) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請先及び問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁本庁舎地下1階）

電話（086）226－7538（直通）

(2) 申請期限

令和7年5月22日（木） 午後4時

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700－0823 岡山市北区丸の内二丁目6番30号

岡山県立図書館 総務・メディア課

電話（086）224－1286

FAX（086）224－1208

電子メールアドレス libnet@libnet.pref.okayama.jp

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和7年4月25日（金）から同年5月22日（木）まで（岡山県立図書館条例施行規則（平成16年岡山県教育委員会規則第17号）第3条に規定する休館日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。また、岡山県立図書館ホームページ（<https://www.libnet.pref.okayama.jp/tosyokan/index.htm>）からダウンロードすることもできる。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年6月5日（木） 午前11時

ただし、郵送等による場合にあつては、令和7年6月4日（水）午後5時を受領期限とする。

イ 場所

〒700－0823 岡山市北区丸の内二丁目6番30号

岡山県立図書館 3階 図書館情報室

ただし、郵送等による場合にあつては、(1)の場所に提出するものとする。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を4(3)アの期限までに提出するとともに、一般競争入札参加申出書及び入札説明書で指定する書類を令和7年5月22日（木）午後5時までに、4(1)の場所に提出（郵送等によるものを含む。）しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金
岡山県財務規則（昭和 61 年岡山県規則第 8 号）第 131 条及び第 133 条の規定による。
- (3) 契約保証金
岡山県財務規則第 153 条及び第 155 条の規定による。
- (4) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第 140 条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
岡山県財務規則第 137 条第 1 項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。
- (7) 契約における特約事項
当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があつた場合は、県は、この契約を解除することができるものとする。
- (8) その他

詳細は、入札説明書による。

7 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be leased :
Computer and network equipment of the Okayama Prefectural Library, including operation and maintenance services, 1 set
- (2) Lease period :
From 1 December, 2025 through 30 November, 2030
- (3) Delivery Place :
Specified in the bid explanation form
- (4) Time limit for tender :
11 : 00 AM 5 June, 2025 (by mail 5:00 PM 4 June, 2025)
- (5) Contact point for the notice :
General Affairs & Media Section, Okayama Prefectural Library,
2－6－30 Marunouchi, Kita—ku, Okayama—shi, Okayama—ken, 700—0823,
Japan
TEL 086—224—1286

◎岡山県選管告示第二十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があつた。
令和七年四月二十五日

岡山県選挙管理委員会
委員長

大林裕一

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

届出年月日

井上精二後援会	井上 精二	井上 精二	苫田郡鏡野町下原三四八―二	令和七・三・五
江原一夫後援会	稲岡 敏夫	関 清 治	久米郡美咲町原田一六二四―二	三・二二
至誠岡山の会	島津ゆきえ後援会	浦上 清 薫	岡山市中区海吉一七六三―一〇一	三・二五
中西伶王後援会	太田 幹 夫	太田 美 和	瀬戸内市邑久町豊原二三〇	三・一四
苦田智子後援会	下 山 雅 史	中 西 伶 王	久米郡美咲町連石六九〇	三・三一
橋本なおゆき後援会	橋本 尚 典	下 山 雅 史	真庭市久世二九〇七	三・二一
ますだ貴之後援会	守 時 敬 子	杉 本 敬 子	新見市石蟹七八	三・一七
まにわ青年善処の会	田 島 吉 章	田 島 吉 章	瀬戸内市長船町福岡九五八―二	三・一三
			真庭市西河内一〇三―二二〇七	三・三

◎岡山県選管告示第二十八号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつた。
令和七年四月二十五日

岡山県選挙管理委員会
委員長
大林裕一

一 政党の支部							
政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項		新	旧	異動年月日	
自由民主党岡山県岡山市第十三支部	小川 信幸	会計責任者の氏名	山田 みどり		窪田 昇	令和七・三・三	
自由民主党建部町支部	河本 勉	"	河本 亜美		河本 昭吾	" 三・二六	
自由民主党御津支部	檜村 満恵	"	林 喜美子		藤井 章文	" 三・二五	
自由民主党岡山県岡山市東区第二支部	乙倉 賢一	"	河野 香里		難波 悦子	令和六・四・一〇	
立憲民主党岡山県第1区総支部	柚木 道義	代表者の氏名	柚木 道義		原田 謙介	令和七・三・二四	
二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）							
政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項		新	旧	異動年月日	
大守秀行後援会	大守 秀行	会計責任者の氏名	真木 秀樹		油井 太我	令和七・三・六	
岡山県司法書士政治連盟	人見 一	"	佐藤 早苗		入江 祥子	" 三・二二	
岡山県病院政治連盟	小林 建太郎	代表者の氏名	小林 建太郎		難波 義夫	" 三・三	
小川信幸後援会	光岡 信雄	"	光岡 信雄		横田 義徹	" 三・二四	
片山篤後援会	片山 篤	会計責任者の氏名	片山 朋子		重近 継明	" 三・二四	
"	"	"	河本 亜美		河本 昭吾	" 三・二六	
河本勉後援会	河本 亜美	代表者の氏名	河本 亜美		河本 昭吾	" 三・二六	
"	"	会計責任者の氏名	河本 亜美		河本 昭吾	" 三・二六	
河友会	河本 勉	"	河本 亜美		河本 昭吾	" 三・二六	
島津ゆきえ後援会	太田 幹夫	代表者の氏名	太田 幹夫		岸本 昭敏	" 三・一〇	
"	"	会計責任者の氏名	太田 幹夫		守時 敬子	" 三・一二	
政治結社大日本顕征会	岡田 隆雄	"	岡田 隆雄		岡田 芳和	" 三・一二	
政治結社憂心連合會岡山県本部	高木 滋弘	政治団体の名称	政治結社憂心連合會岡山県本部		憂心連合會岡山県本部	" 三・一六	
政友会	小野 泰弘	主たる事務所の所在地	津山市南新座三四		倉敷市玉島勇崎一〇四四―四	" 三・四	
"	"	会計責任者の氏名	山本 雅彦		中塚 周一	" 三・四	
全日電工連政治連盟岡山県支部	瀬戸口 香	"	水田 大介		中田 温	令和六・五・一	

高成壮磨後援会	高成壮磨	主たる事務所の所在地	岡山市南区福富西二―八―二一	岡山市南区福富西一―一六―一七	令和七・三・三〇
玉野と岡山県の未来を語る会	吉村智	〃	玉野市田井四―三九―五	玉野市田井三―八―五	〃三・二七
T K C中国政経研究会	寺越慎一	〃	岡山市北区大供三―一―二〇岡山D A I K U一―二三・B L D G一〇階	岡山市北区丸の内二―八―一岡山丸の内ビル三階	令和六・一〇・二一
長田のぶひこ後援会	長田伸彦	〃	高梁市落合町近似三四六	高梁市落合町阿部一七六〇シエル・メゾンA一〇二号	令和七・三・二〇
藤原ゆきてる後援会	吉村智	〃	玉野市田井四―三九―五	玉野市田井三―八―五	〃三・二七
〃	〃	代表者の氏名	吉村智	石田尚巳	〃〃
備考 従来、岡山県選挙管理委員会に届出がされていたT K C中国政経研究会については、総務大臣に届出すべき政治団体となったものである。					

◎岡山県選管告示第二十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。
令和七年四月二十五日

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

あきた安幸後援会

玄友会

島津ゆきえ後援会

新倉淳後援会

地域デザイン研究フォーラム

とむろあつお後援会

東川三郎後援会（東風会）

福木京子後援会

三村靖行後援会

八木茂後援会

山本洋平後援会

代表者の氏名

佐藤寛

福田玄

太田幹夫

岡崎輝明

福田玄

額田克海

東川直子

山本雅堂

野村良明

小池泰彦

山本耕平

岡山県選挙管理委員会
委員長

大林裕一

解散年月日

令和六・一二・三一

令和七・二・一四

〃三・一〇

令和六・一二・一〇

令和七・二・一四

〃三・二七

〃三・二六

〃三・三〇

令和六・一二・三一

〃九・三〇

◎岡山県選管告示第三十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があった。
令和七年四月二十五日

岡山県選挙管理委員会		大 林 裕 一	
委員長		大 林 裕 一	
資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地
橋 本 尚 典	新見市議会議員	橋本なおゆき後援会	新見市石蟹七八
			令和七・三・六

◎岡山県選管告示第三十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。
令和七年四月二十五日

岡山県選挙管理委員会		委員長 大林 裕一
資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項
長 田 伸 彦	長田のぶひこ後援会	主たる事務所の所在地
		高梁市落合町近似三四六
		新
		旧
	高梁市落合町阿部一七六〇シエール・メゾンA一〇二号	異動年月日
		令和七・三・二〇

◎岡山県選管告示第三十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があつた。
令和七年四月二十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

法第十九条第三項第二号の規定による届出

資金管理団体の届

資金管理団体の名称

出をした者の氏名

福田 玄

玄友会

資金管理団体で

なくなった年月日

令和七・二・一四